

令和7年度 第2回 大阪府市 I R事業評価委員会 議事概要

1. 日 時

令和8年3月24日（火） 10時30分から12時00分

2. 場 所

大阪府庁本館5階 議会特別会議室（小）

3. 出席者

《委員》

池田 辰夫 委員長（弁護士）

荒井 巖 副委員長（公認会計士）

荒武 泰子 委員（公益財団法人大阪府暴力追放推進センター 専務理事）

井上 幸紀 委員（大阪公立大学大学院 教授）

高橋 一夫 委員（近畿大学経営学部 教授）

《事務局》

大阪府・大阪市 I R推進局

4. 議事概要

<令和6年度認定区域整備計画の実施の状況の評価について>

<令和8年度事業計画について>

<大阪府市 I R事業評価委員会 専門委員の配置について>

<その他>

- 事務局から国による令和6年度認定区域整備計画の実施の状況の評価、令和8年度事業計画、大阪府市 I R事業評価委員会の専門委員の配置等について説明し、内容を確認。

委員からの主な意見は次のとおり。（※「→」は事務局による回答。）

■主な意見

- ・ マーケティング、ブランディングが今後重要になる。I R事業者によるマーケティング、ブランディングの取組とあわせて、大阪府・市においては、夢洲全体の方向性も含めた事業への理解促進の取組を積極的に行う必要がある。
- ・ 周辺自治体との連携・協力に向け、理解促進等の取組の対象を関西圏に広げていく時期に来ているのではないか。
 - 理解促進に係る取組については、府内の様々な地域で説明会を開催、また新聞折込を実施するなどしており、令和8年度についても引き続き積極的に実施していく。周辺自治体との連携・協力は、送客などの観点からも必要である

と認識しており、検討していきたい。

- ・ オンラインカジノの強制遮断に関する報道がなされており、ギャンブル依存症対策としてとても良いことと捉えている。それに伴いオンラインのギャンブルとリアルなギャンブルの環境が変化する可能性もあり、注視が必要。
 - ・ 大阪府・市においては、(仮称)大阪依存症対策センターの設置に向けた取組など、ギャンブル等依存症対策に積極的に取り組まれていると認識している。
 - (仮称)大阪依存症対策センターについては、令和8年度から本格的に機能等の検討に入ることとしており、IR開業の前年度である令和11年度の開業に向けて取組を進めている。
 - ・ IRは、関西経済の起爆剤として期待している。政府がスタートアップ支援に力を入れているところであるが、新規上場する会社の多数が首都圏で、関西は少数にとどまっている。IRをきっかけとした新たなサービス、スタートアップが登場することを期待している。
 - MICE施設における催事を通じた産業振興に取り組んでいく。スタートアップ等を意識した取組については、関係部局とも連携をしながら進めていく。
 - ・ 本事業は、観光及び地域経済の振興に寄与し、日本全体の健全な経済成長につながるるとともに、国及び地方公共団体の財政の改善に資することが期待される事業である。東京一極集中の解消や持続可能な経済の実現に寄与する事業であることを念頭に、広い視野を持って取組を進める必要がある。
 - ・ IR工事からの暴力団等排除に関しては、大阪IR工事暴力団等排除協議会を設立され、積極的に取り組まれている。工事に限らず、IR全体から暴力団等を排除していく、クリーンな施設にしていくという姿勢を、世間に対してアピールしていくことが重要である。
- 事務局から、公有水面埋立法第27条第1項に基づく許可手続き漏れが判明した件に関して、IR事業用地に係る事業用定期借地権設定契約については、大阪市及びIR事業者の間で、当該許可により私法上有効となった賃借権設定の効力につき、その効力発生時期を事業用定期借地権設定契約に定める効力発生始期まで遡及させる旨の合意書を締結し、令和7年9月1日付けで許可を取得した旨を報告。また、土地使用期間が満了している契約についても、現在、許可取得に向けた申請準備等を進めている旨を説明。

以上